

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 9 号
件 名	働き過ぎの防止と良質な雇用の確立，中小企業支援の強化を求める意見書の提出について
要 旨	<p>金融緩和や大型公共投資，円安，株高の影響もあり，輸出関連企業等の大企業の業績は好調です。安倍首相は，景気の先行き見通しは明るいとして，経済団体に経済好循環の実現のためにも賃上げをと要請，大企業の一部ではベースアップが実現しています。</p> <p>また，低賃金が問題視されてきた外食，小売，運輸などの業種で人手不足が広がり，業界大手が募集時給を引き上げ始めたとの報道もあります。</p> <p>しかしながら，多くの労働者の雇用と賃金，労働条件は，今も改善されていません。消費税増税と円安で物価が上昇する中，平均賃金は2000年より10%も低下し，雇用労働者の35%は年収200万円未満です。また，正規雇用は2007年から年々減少し，雇用労働者に占める非正規の割合は2014年平均で37%に達しています。まともな賃金を得られる雇用機会は少なく，ワーキングプアからの脱出は困難です。</p> <p>働かせ方，働き方のゆがみも深刻です。心身の健康を阻害する長時間・過重労働は，日勤フルタイムや夜勤交替制労働で働く労働者だけでなく，生計費を得るために複数の事業所で働くパート労働者でも起きています。最悪の事態である過労死事案は，労災補償給付が決定された数だけでも毎年100件前後に上ります。政府も働き過ぎの防止を掲げ，さきの国会で制定された過労死等防止対策推進法に基づき，対策の具体化を進めようとしているところです。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	平成 27 年 6 月 18 日 文教経済常任委員会
受 理	平成 27 年 6 月 10 日 第 1 3 9 号

陳情第9号

こうした折り、今国会に上程されている労働基準法の一部改正法律案と労働者派遣法の一部改正法律案は、上記の問題の解決でなく、むしろ事態を深刻化させる内容となっており、その制定については主な労働組合と弁護士団体が反対しています。

今、国がなすべきことは、安定雇用と働き過ぎ防止のための規制強化、生活できる最低賃金、均等待遇の確立等、全ての労働者が安心して働くことができる基盤を整え、労働者を使い捨てにするブラック企業をなくすことです。加えて、雇用の最大の担い手である地域の中小企業を支援するため、助成や融資制度の拡充、社会保険料負担の軽減、仕事起こしや単価改善につながる具体的な施策を実施することです。

上記を踏まえ、貴議会におかれましては、国に対して意見書を提出するよう陳情します。